

大和西高校同窓会規約

第1条 本会は、神奈川県立大和西高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の交流を厚くし、母校に協力して、その教育の本旨を徹底することを目的とする。

第3条 本会は事務局を神奈川県立大和西高等学校内に置く。

第4条 本会は、次の者で組織する。

1. 普通会員

- (1) 神奈川県立大和西高等学校を卒業した者。
- (2) 神奈川県立大和西高等学校に在学した者で、会員の推薦により、本部役員会の承認を得た者。

2. 特別会員

- (1) 神奈川県立大和西高等学校現職員。
- (2) 神奈川県立大和西高等学校旧職員。
- (3) 母校に功労があつて本部役員会に推薦された者。

第5条 本会は総会の決議により次の役員を置く。

1	名誉会長	1名	現校長があたる。
2	相談役	若干名	会長が推薦する。
3	会長	1名	総会で選出する。
4	副会長	若干名	〃
5	書記	若干名	〃
6	会計	2名	〃
7	会計監査	2名	〃
8	事務局	若干名	母校職員があたる。
9	幹事長	1名	総会で選出する。
10	副幹事長	若干名	各期から1名選出する。
11	幹事	若干名	各期から2名選出する。

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故のある時はその職務を代行する。書記は本会の庶務を担当する。

会計は本会の財産を経理する。会計監査は決算上の公正を監査する。
事務局は運営上の円滑を図る。幹事長は幹事を代表し、会員相互の交流を図る。副幹事長は幹事長を補佐する。

第7条 本会の会議は、総会、本部役員会及び幹事会とする。

1. 総会は全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。
定期総会は年に1回、臨時総会は必要に応じてこれを開く。
総会の議長は副会長があたる。
2. 本部役員会は第5条3～10の役員によって構成され会務の運営及び一般事項を協議する。決定事項については総会に報告しなければならない。本部役員は随時これを開く。
3. 幹事会は第5条9～11の役員（幹事）によって構成され、会務の実行、会員への連絡にあたる。
幹事会は必要に応じてこれを開く。

第8条 本会は会費、寄付金、及び雑収入をもってその経費とする。

第9条 普通会员は入会の時、終身会費5,000円を納入する。

第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日とする。

第11条 本会の名誉を毀損した会員は総会の議決により除名することができる。
但しその発議は本部役員会を経なければならない。

第12条 本会の会則は総会の出席会員の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

第13条 会員はその身上に異動を生じた時は速やかに届け出ることとする。

第14条 本部役員会は必要に応じて、各種委員会を設けることができる。

第15条 本部役員会は総会の議決を経て、別に各種規定を定めることができる。

第16条 本会則は1989年（平成元年）4月1日から施行される。